

一時保育について

保護者の傷病、入院、家族の看護などの緊急を要するときや、パートタイム、兄弟姉妹の学校行事、リフレッシュなどの私的な理由でもご利用できます。お気軽に子育て支援課までご連絡ください。

一時保育の内容

実施保育所	愛南町立城辺保育所 住所 愛南町城辺甲 2491 番地 電話 0895-72-0796
対象児童	保育所・幼稚園に入所していない満 1 歳から小学校就学前までの集団保育可能な児童 (年齢にかかわらず、歩行の開始・離乳食の完了が利用開始の目安となります。)
利用日数	月 15 回以内：私的理由のとき (パート就労・買い物・リフレッシュなど) 1 か月以内：緊急のとき (保護者の傷病・入院・家族の看護など)
保育時間	月～金：8 時 30 分～16 時 30 分 (午前・午後のみ利用も可能です。) 土曜日：8 時 30 分～12 時 30 分 (ただし、年末年始・祝祭日・臨時休所を除く。)
保育料	8：30～16：30：1,500 円 8：30～12：30：900 円 12：30～16：30：650 円 (給食はありません。) 生活保護世帯：免除 ※アレルギーなど給食が食べられない児童はお弁当の持参をお願いする場合があります。(給食をとらない場合は 250 円を減額します。) ※特別な事情があり保育時間を超える場合は、延長料金として 1 時間ごとに 100 円の追加料金をいただきます。

登録の方法

利用登録	① 子育て支援課へ申請書等の提出 ② 城辺保育所より面接日を電話連絡 ③ 城辺保育所にて「児童同伴で面接」 ④ 審査・決定 ⑤ 保護者に承諾書を送付 (承諾書には「登録番号」の記載があります。) ※登録有効期限は一年度内としますので、翌年度に利用を希望する場合は再度登録が必要です。
利用申込	城辺保育所 (0895-72-0796) へ「登録番号」で電話等により予約申込みをしてください。 初回利用開始時期は、面接後おおむね 3 週間後からになります。 詳細は別紙「一時保育の予約について」をご覧ください。

一時保育利用については、事前に申請・登録が必要です。

申請書は愛南町役場子育て支援課・各支所・愛南町内の各保育所・幼稚園に用意しています。詳しくは、愛南町役場子育て支援課までお気軽にご連絡ください。

※緊急の方や愛南町外の方は子育て支援課にまずはお電話ください。

◎問い合わせ 愛南町役場子育て支援課 0895-73-7135 城辺保育所 0895-72-0796